

中医協 総-3参考
8 . 1 . 3 0

参考資料

(物価対応(その2)における修正点について)

入院における物価上昇対応について（案）②

中医協 総-6
8.1.14改

- 入院診療に関する物価上昇への対応にあたり、まず、入院料毎の、収入に占める物件費率を見積もる必要があることから、次のように見積もってはどうか。
 - ・医療機能によって物件費率に差異があることから、入院料を特定機能病院、急性期、回復期、慢性期、精神にグループ化し、「入院料グループ」毎に異なる物件費（委託費を含まない）率及び委託費率を求める。
 - ・しかし、入院料毎の物件費のデータは存在しないことから、急性期、回復期、慢性期、精神の各々の機能グループの病棟が病院の大半（例えば80%以上）を占める病院のデータを用いて病院の物件費率・委託費率を算出することとし、これをもって、当該「入院料グループ」の物件費率<P>・委託費率<Q>として用いる。

入院料グループ	対象となる入院料
特定機能病院	特定機能病院入院基本料、特定機能病院リハビリテーション病棟入院料
急性期	一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、専門病院入院基本料、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料、地域包括医療病棟入院料、小児入院医療管理料、特定一般病棟入院料
地域包括ケア	地域包括ケア病棟入院料（入院医療管理料）
回復期リハビリテーション	回復期リハビリテーション病棟入院料（入院医療管理料）
慢性期	療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院料（入院医療管理料） 緩和ケア病棟入院料
精神	精神病棟入院基本料、精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料、精神療養病棟入院料、認知症治療病棟入院料、精神科地域包括ケア病棟入院料、地域移行機能強化病棟入院料

※物件費率を入院料グループごとに算出する考え方は、令和元年の消費税補填の際の考え方と同様。

※物件費率の算出に用いる範囲としては、特定保険医療材料以外の診療材料費、食費等を除く委託費、減価償却費、光熱費等の他の経費が含まれる。

令和7年度補正予算による支援の考え方を踏まえた入院料への配分

- 令和6年度改定以降の経営状況の悪化に対する対応については、大臣折衝において維持するとされた、令和7年度補正予算の考え方を踏まえ、回復期、精神、慢性期については、入院1日当たり定額を配分する。
- 回復期と精神については、上記に加え、救急加算分を、入院1日あたり定額に上乗せする。
- 急性期については、財源を一体化した上で、補正予算の配分額に応じて特定機能病院、急性期病院、その他の急性期の3類型へ配分したうえで、①の配分の考え方と同様に、1人1日あたり入院費に応じて配分額を算出する。

【大臣折衝における記載】

②③ 令和6年度診療報酬改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分 +0.44%。

配分に当たっては、令和7年度補正予算の効果を減じることのないよう、施設類型ごとのメリハリを維持することとする。

急性期

回復期

精神

慢性期

【補正予算における対応の考え方】

③救急加算
(救急搬送件数に応じた支援)

③救急加算

③救急加算

②1床あたりでの支援

機能により入院料を3区分した上で、それぞれに財源を配分し、更に入院料ごとの物件費等の額に応じて配分※1

【診療報酬における考え方】

1) 特定機能病院
の急性期病床

2) 急性期病院
の急性期病床

3) その他の病院の
急性期病床

救急加算
相当分※2

救急加算
相当分※2

②入院1日当たり定額を配分

※1 配分に当たっては、回復期、精神、慢性期の1日あたり定額を下回らないように設定

※2 回復期では地域包括ケア病棟入院料、

精神では精神病棟入院基本料10対1～15対1、精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料に救急加算分を上乗せすることを想定